

藤沢市環境事業センター広告掲載等要領

制定 令和6年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市（以下「市」という。）の広告のうち、環境事業センターが募集及び管理する広告への掲載について必要な事項を定めるものとする。

(媒体の定義)

第2条 環境事業センターで取り扱う広告は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 藤沢市廃棄物等収集日程カレンダー広告
- (2) 藤沢市ごみ検索システム・ごみ分別アプリ広告
- (3) 環境事業センター塵芥収集車両広告
- (4) 藤沢市一般廃棄物指定収集袋広告

(掲載基準)

第3条 前条で掲載する広告の内容は、公共性、公益性を損なうおそれがないもので、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (3) 求人広告に関するもの
- (4) 個人または団体の意見又は名刺を表したもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に係るもの及びこれに類するもの
- (6) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの
- (9) 学校教育及び塾、予備校等に関するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、適当でないと市長が認めるもの

(掲載順位)

第4条 広告の掲載順位は、各章に別の規定がない限り、次の各号の順によるものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものに係る広告
- (2) 私企業のうち公共性の高い私企業に係る広告
- (3) 私企業のうち、市内に事業所等を有する私企業に係る広告
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたものに係る広告

2 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）が当該広告枠数を超え、かつ前号の掲載順位が同一のときは、最上位かつ同一掲載順位の者から抽選で決定する。

(掲載申込等)

第5条 申込者は、広告掲載申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、第2条第4項に規定する藤沢市一般廃棄物指定収集袋広告については、別に定めるものとする。

2 前項の規定により申込書の提出があったときは、市長は、申込期限を設定しているときは期限最終日から14日以内に、随時の申込みのときは申込書收受から14日以内に掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書（第2号様式）又は広告掲載却下決定通知書（第3号様式）により、申込者に通知するものとする。ただし、第2条第4項に規定する藤沢市一般廃棄物指定収集袋広告については、別に定めるものとする。

（掲載期間）

第6条 前条に定める広告の掲載期間は、次章以降に定めのない限り、広告を掲載した年度から当該年度末までの最大一年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は広告掲載期間を月単位で指定することができる。

3 前項の規定で広告掲載期間を変更するときは、別表で定める広告掲載料を前項で指定した掲載期間を乗じて算定するものとする。なお、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（広告掲載料の納入）

第7条 広告の掲載が決定された申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を一括又は市が指定する方法で納めなければならない。

2 前条の規定により広告掲載期間が年度を跨ぐときは、市長は期間を按分し、年度毎に広告主に広告掲載料を請求するものとする。

（広告掲載の取消し）

第8条 市長は、次の各号に該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（1）前条の期日までに広告主から広告掲載料が納入されなかったとき。

（2）この要領の規定に違反したとき又は要件を満たさなくなったとき。

（3）その他市長が広告掲載の決定取消しが適当と判断したとき

（広告掲載料の還付）

第9条 前条で納付された広告掲載料については、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の都合により広告を掲載することができなくなり、かつ広告主に過失がないときは、市は既に納付された広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 藤沢市廃棄物等収集日程カレンダー広告

（定義）

第11条 第2条第1号に規定する廃棄物等収集日程カレンダー（以下「カレンダー」という。）広告については、市が市民等向けに作成するカレンダーの最終頁（ただし、あんしんみまもりカード部分を除く）を、別表の広告掲載料で規定する規格の枠で9等分した枠とする。

(範囲)

第12条 広告の範囲は、前条に規定する枠の1つとする。

2 広告主は、前項で定める枠の場所については指定できない。ただし、広告主が前年度から継続して広告を掲載するときは、広告主は、市長に掲載枠の場所についての優先的な継続を求めることができる。

(募集数)

第13条 前条の枠への広告主の募集は、1者が1枠までとし、最大で9者とする。

2 前項で規定する広告事業者が集まらなかった場合は、応募してきた者に対し、縦に連続した2枠の広告掲載を依頼することができるものとする。

(広告掲載料)

第14条 広告掲載料については、別表のとおりとする。

2 前条第2項の規定により2枠に広告を掲載した者は、2枠分の広告掲載料を支払うものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第15条 広告原稿は、完全版下原稿とし、PDFデータ又は市長が指定した形式で市が指定した期日までに提出するものとする。

(その他規定)

第16条 カレンダー広告に関するその他規定は、第1章の規定について準用する。

第3章 藤沢市ごみ検索システム・ごみ分別アプリ広告

(定義)

第17条 第2条第2号に規定する藤沢市ごみ検索システム・ごみ分別アプリ広告については、市がWebページで公開するごみ検索システム（以下「検索システム」という。）及びアプリで公開する藤沢市ごみ分別アプリ（以下「アプリ」という。）への広告掲載とする。

(種類及び範囲)

第18条 検索システム及びアプリ画面に掲載する広告については、バナー広告とする。

2 前項に規定するバナー広告から遷移するホームページの内容については、第3条に該当しないものとする。

3 広告の掲載位置は、検索システム及びアプリ画面の、市が指定する位置とする。

4 前項のうち、アプリについては、市が指定する秒数毎にランダムにバナー広告が一つずつ掲載されるものとする。

(募集数)

第19条 前条の枠への広告の募集は、最大で10者とする。

2 広告主は、検索システム及びアプリの両方を申込みこととし、どちらか一方だけの申込みは原則として不可とする。

(広告料)

第20条 広告掲載料については、別表のとおりとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第21条 広告原稿は、完全版下原稿とし、PDFデータ又は市が指定した形式で、市が指定した期日までに提出するものとする。

(その他規定)

第22条 検索システム及びアプリ広告に関するその他規定は、第1章の規定について準用する。

第4章 環境事業センター塵芥収集車輛広告

(範囲)

第23条 第2条第3号に規定する環境事業センター塵芥収集車輛（以下「車輛」という。）広告については、市が廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により一般廃棄物を収集する塵芥収集車の右及び左側面に掲載するものとする。

2 前項の広告は、左右両面に掲載するものとし、別表に規定する大きさを上限とする。

(募集数)

第24条 前条の枠への広告主の募集数は、次のとおりとする。

藤沢市塵芥収集車輛 最大43台

2 市長は、広告申込数が前項に規定する募集数に満たないときは、広告主に複数の車輛への広告掲載を認めることができる。なお、申請については前項の規定を準用する。

(掲載申込手続等)

第25条 広告主は、藤沢市屋外広告物条例（平成19年条例第23条）による許可を受け、当該許可を受けたことを証する書類を市長へ提出しなければならない。

(広告料)

第26条 広告掲載料については、別表のとおりとする。

2 第24条第2項の規定により複数の広告を掲載した事業者については、掲載分の広告掲載料を支払うものとする。

(広告の色彩等)

第27条 車輛に掲載することができる広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) 道路運行上の支障となるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 都市景観との調和をそこなうもの
- (5) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれのあるもの

(広告の掲載方法等)

第28条 車輛への広告の掲載方法は、広告の内容を表示した特殊フィルムによるもの等とし、車輛の本体に直接表示する方法によることはできない。

2 前項の特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去の際に車体の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(広告の撤去)

第29条 広告掲載期間が終了した場合は、広告主は、広告掲載期間から2週間を経過するまで又は市長が指定する日にちまでに、広告を撤去しなくてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が広告撤去を不要とするときは、広告の撤去を不要とする。(費用負担等)

第30条 次の各号に係る費用については、広告主が負担すること。

(1) 広告の作成費用

(2) 広告の車輛への掲載費用

(3) 広告掲載期間が終了したとき、広告主が掲載の終了を希望したとき又は市が広告掲載の許可を取り消したときの車輛からの広告撤去費用

2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じたときは、広告主が現状に復するものとする。ただし、市長が原状復帰を不要と判断したときはこの限りではない。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破損等が生じたときは、市が現状に復するものとする。

(その他規定)

第31条 車輛広告に関するその他規定は、第1章の規定について準用する。

第5章 藤沢市一般廃棄物指定収集袋広告

(範囲)

第32条 第2条第4号に規定する藤沢市一般廃棄物指定収集袋(以下「指定収集袋」という。)

広告については、市が製造する全てのサイズ及び種類の指定収集袋で、市が指定する範囲の枠とする。

2 広告が掲載される指定収集袋の数量については、市が別に契約する藤沢市指定収集袋の製造等に係る業務委託契約において製造を予定する数量を、広告掲載期間で乗じた概算の数量とする。

(募集数)

第33条 前条の枠への広告主の募集は、1枠とする。

2 前項の募集は、複数の者の共同での募集を可能とする。ただし、複数の者が共同で募集するときは、募集者の中から代表者を選定し、代表者が一括で申込みをするものとする。

(申込金額)

第34条 指定収集袋への広告申込をするときは、藤沢市指定収集袋広告掲載申込書(第4号様式。以下「指定収集袋申込書」という。)に希望する広告掲載料(以下「希望額」という。)を記載して申請するものとする。

2 指定収集袋申込書に記載する希望額については、別表の広告掲載料の年額を広告掲載期間で乗じた金額を上限とし、かつ別表の広告掲載料の半分の額を広告掲載期間で乗じた金額を下限とし、当該金額範囲以外での申込みについてはすべて失格とする。

(掲載順位)

第35条 指定収集袋広告の掲載順位は、第4条の規定にかかわらず、申込書に記載された希望額が高い申込者とする。

2 前項で規定する希望額が同一のときは、次の各号の順によるものとする。

- (1) 私企業のうち、市内に本店事業所を有する廃棄物処理等事業者に係る広告
- (2) 私企業のうち、市内に第1号以外の事業所等を有する廃棄物処理等事業者に係る広告
- (3) 私企業のうち、市内に本店事業所を有する私企業に係る広告
- (4) 私企業のうち、市内に第3号以外の事業所等を有する私企業に係る広告
- (5) 私企業のうち公共性の高い私企業に係る広告
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたものに係る広告

3 申込者が当該広告枠数を超えたときは、前項の規定により最上位かつ同一掲載順位の者から抽選で決定する。

(掲載申込等)

第36条 広告の掲載を希望する者は、指定収集袋申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申込書の提出があったときは、市長は、申込期限から14日以内に掲載の可否を決定し、藤沢市一般廃棄物指定収集袋広告掲載決定通知書（第5号様式）又は藤沢市一般廃棄物指定収集袋広告掲載却下決定通知書（第6号様式）により、申込者に通知するものとする。

(掲載期間)

第37条 前条に定める広告の掲載期間は、広告を掲載した年度から最大二年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は広告掲載期間を月単位で指定することができる。

3 前項の規定で広告掲載期間を変更するときは、別表で定める広告掲載料を前項で指定した掲載期間を乗じて算定するものとする。なお、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第38条 広告原稿は、完全版下原稿とし、PDFデータ又は市長が指定した形式で市が指定した期日までに提出するものとする。

2 前項で提出した原稿については、指定収集袋製造事業者又は市のほうで修正をすることができる。

(その他規定)

第39条 指定収集袋広告に関するその他規定は、第1章の規定について準用する。

第6章 雑則

(適用の開始)

第40条 本要領の規定は、令和6年4月1日以降に募集を開始する広告に及ぶものとする。

(経過措置)

第41条 第19条第2項の規定は、当面の間適用しない。

2 車輛広告については、当面の間管財課が規定する「藤沢市車両広告掲載等要領」（以下「管

財課広告要領」という。)と選択して適用することができるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

種類	規格	広告掲載料
藤沢市廃棄物等収集日程カレンダー広告	縦 5.5 c m × 横 9.5 c m	77,000円 (年間)
藤沢市ごみ検索システム・ごみ分別アプリ	ごみ検索システム W e b 用バナー (210ピクセル× 80ピクセル)	44,000円 (年間)
	ごみ分別アプリ スマートフォン用バナー (640ピクセル× 100ピクセル)	44,000円 (年間)
環境事業センター塵芥収集車輛	縦 60 c m × 横 130 c m 以内	22,000円 (片面・年間)
藤沢市一般廃棄物指定収集袋	市が指定する範囲	1,000,000円 (年間)

※広告掲載料は内税とする